

計量豆知識③

商品の内容量と量目公差

私たちが買い物に行くスーパーなどでは、肉や魚など「内容量〇g」と表示された商品が販売されています。商品を取り扱う事業者は正しく量って販売しなければなりません。

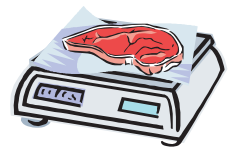
商品の中身を詰める場合には、内容表示量ちょうどに詰めればよいのですが、計量誤差が生じることもあります。

このため、計量法ではある程度の計量誤差（これを「量目公差」といいます）を認めています。

量目公差は商品の種類と重量によって異なりますが、「肉200g」の場合を例にとってみると、量目公差は2%と定められており、内容量が196gより少ない場合には違反となります（下記「量目公差表」を参照。量目公差は表示量に対して、不足の場合のみ適用されます）。

また、商品の多くは、「風袋（ふうたい）」と呼ばれるラップやトレーなどで包装され、販売されています。風袋は、内容量には含まれませんので、商品の計量時には差し引いて計量しなければなりません。

このように正しく量るための仕組みがあることによって、私たちの生活は守られています。



量 目 公 差 表（質量の場合）

特 定 商 品 区 分	適用区分
精米及び精麦	【1】
野菜及びその加工品	
（1）生鮮のもの及び冷蔵したもの	【2】
（2）缶詰及び瓶詰、トマト加工品並びに野菜ジュース	【1】
（3）漬物及び冷凍食品	【2】
（4）（2）又は（3）に掲げるもの以外の加工品	【1】
茶、コーヒー及びココアの調整品	【1】
めん類	【2】
菓子類	【1】
食肉並びにその冷凍品及び加工品	【1】
魚、貝、いか、たこその他の水産動物並びにその冷凍品及び加工品	
（1）生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品	【2】
（2）乾燥し、又はくん製したもの、冷凍食品及びそぼろ、みりんぼしその他調味加工品	【2】
（3）（2）に掲げるもの以外の加工品	【1】
海藻及びその加工品	【2】

※ 上の表は、量目公差が課せられる特定商品の一部を分類表から抜粋したものです。

適用区分【1】		
表 示 量		誤差
5 g 以上	50 g 以下	4 %
50 g を超え	100 g 以下	2 g
100 g を超え	500 g 以下	2 %
500 g を超え	1 kg 以下	10 g
1 kg を超え	25 kg 以下	1 %

適用区分【2】		
表 示 量		誤差
5 g 以上	50 g 以下	6 %
50 g を超え	100 g 以下	3 g
100 g を超え	500 g 以下	3 %
500 g を超え	1.5 kg 以下	15 g
1.5 kg を超え	10 kg 以下	1 %